

# 静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と 賀茂1市5町の相互連携に関する協定締結式

平成30年12月18日（火）14時～15時  
下田総合庁舎2階第3会議室

## 次 第

- 1 開式
- 2 あいさつ
- 3 概要説明
- 4 署名
- 5 学長・幹事（西伊豆町長）等 あいさつ
- 6 写真撮影
- 7 閉式

静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と  
賀茂1市5町の相互連携に関する協定締結式 出席者名簿

平成30年12月18日（火）14時～15時  
下田総合庁舎 2階第3会議室

○協定締結式

所属・役職等	氏名	備考
国立大学法人静岡大学 理事/副学長	丹沢 哲郎	
静岡県立大学 学長	鬼頭 宏	
静岡文化芸術大学 学長	横山 俊夫	
下田市長	福井 祐輔	
東伊豆町長	太田 長八	
河津町長	岸 重宏	
南伊豆町長	岡部 克仁	
松崎町長	長嶋 精一	
西伊豆町長	星野 浄晋	

○立会人

所属・役職等	氏名	備考
静岡県副知事	土屋 優行	賀茂地域広域連携会議 議長
静岡県教育長	木苗 直秀	
静岡県議会議員（下田市・賀茂郡選出）	森 竹治郎	賀茂地域広域連携会議 参与

○大学出席者

所属・役職等	氏名
静岡県立大学事務局教育研究推進部広報・企画室副参事	服部 基史
静岡文化芸術大学事務局長	高木 武則

（裏面あり）

○市町出席者

所属・役職等	氏名
下田市教育長	佐々木 文夫
下田市統合政策課長	黒田 幸雄
東伊豆町教育長	黒田 種樹
東伊豆町企画調整課長	遠藤 一司
河津町教育長	鈴木 基
河津町企画調整課長	後藤 幹樹
南伊豆町企画課長	菰田 一郎
松崎町教育長	佐藤 みつほ
松崎町企画観光課長	高橋 良延
西伊豆町教育長	清野 裕章
西伊豆町まちづくり課長	大谷 きよみ

○高等学校出席者

所属・役職等	氏名
静岡県立下田高等学校長	綾部 信明
静岡県立松崎高等学校長	寺島 明彦
静岡県立稲取高等学校長	柴 雅房

○県出席者

所属・役職等	氏名
静岡県文化・観光部総合教育局大学課長	室伏 康男
静岡県教育委員会理事（総括担当）	渋谷 浩史
静岡県教育委員会事務局教育総務課総務班長	池谷 悦男
静岡県教育委員会義務教育課長代理	中山 雄二
静岡県教育委員会静岡東教育事務所地域支援課参事（賀茂地域教育振興センター駐在）	山梨 美恵子
静岡県賀茂地域局副局長兼賀茂危機管理監	塩崎 弘典
静岡県賀茂地域局参事兼危機管理課長	水野 武
静岡県知事直轄組織知事戦略局知事戦略課参事（賀茂危機管理庁舎駐在）	柳川 典之
静岡県賀茂広域消費生活センター所長	野毛 勉
静岡県下田財務事務所長	中島 敏雄
静岡県賀茂健康福祉センター所長	大村 新治
静岡県賀茂健康福祉センター医監兼賀茂保健所長	本間 善之
静岡県賀茂農林事務所長	三輪 照光
静岡県下田土木事務所長	松木 正一郎

○事務局

所属・役職等	氏名
静岡県賀茂地域局長	北村 誠
静岡県賀茂地域局次長兼地域課長	和田 誉雄
静岡県賀茂地域局地域課地域班長	飯田 雅之



静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学と賀茂地域1市5町の相互連携に関する協定書

静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学（以下「甲」という。）と賀茂地域1市5町（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町）（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、賀茂地域において、甲と乙が互いの人的・知的資源等を活用して多様な分野で連携し、相互の発展及び地域社会の持続的な発展、人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 前条を達成するための甲と乙とが連携する事項は、次のとおりとする。

- (1) 人づくり、人材交流の活性化、「賀茂の子」を育てる環境づくりに関すること
- (2) まちづくり、地域振興に関すること
- (3) 観光をはじめとした地域産業の活性化に関すること
- (4) 人口減少などによって生じる諸課題に関すること
- (5) その他甲と乙が必要であると認めること

（連携方法）

第3条 甲と乙の各機関は、連携に当って、それぞれの職員・学生等の派遣や受入、施設・設備等の利用など、相互に協力して実施するものとする。

（経費）

第4条 連携実施に当っての経費の負担は、甲と乙の各機関相互の協議によって決定する。

（情報交換及び協議）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく相互の連携の円滑な推進を図るため、情報交換及び協議の実施に努めるものとする。

- 2 甲と乙の各機関は、それぞれ窓口を設置し、連携を推進するための必要な連絡調整を行う。
- 3 乙は、相互の協議により、本協定に基づく乙の各機関間の連携を促進するための幹事となる市町を定める。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報について、それぞれ秘密を保持しなければならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第7条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までに甲と乙いずれからも改廃の申し入れがないときは、協定の有効期間をさらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を9通作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成30年12月18日

甲 静岡大学  
学長

石井 潔

乙 下田市

福井祐輔

静岡県立大学  
学長

久保 寛

東伊豆町長

太田 昌八

静岡文化芸術大学  
学長

檀 山 俊 夫

河津町長

岸 重 宏

南伊豆町長

明部 克 仁

松崎町長

長嶋 精 一

西伊豆町長

星野 浄 音